



公開 しています

西恋ヶ窪緑地(エックス山)の林の若返り・維持管理の活動に参加しませんか

エックス山等市民協会と市の協働事業です。

■話し合い 7月12日(金)午後1時30分〜3時30分 市民室内プール会議室 ■作業 7月19日・26日(金)午前9時30分〜11時30分 市民室内プール西側「むかしの井戸」(集合)

7月の環境ひろば (仮称)リサイクルセンター 施設整備基本計画の進捗よく状況について その2

7月21日(日)午前10時〜正午 場市役所第1庁舎3階第一・二委員会室

→まちづくり計画課(内356)

●緑化推進協議会

7月2日(火)午前9時30分〜11時30分

場市役所第3庁舎4階403会議室 内緑の保護と推進に関して

●国民健康保険事業の運営に関する協議会

7月4日(木)午後2時〜

場市役所書庫棟会議室

●指定管理者評価委員会

7月4日(木)午後2時〜9日・16日(火)・17日(水)午前9時30分

場市役所第1庁舎3階第三委員会室

●子ども・子育て支援事業計画(仮称)子ども・子育て支援事業計画に関して

7月4日(木)午後6時30分〜

場市役所第1庁舎3階第一・二委員会室(仮称)子ども・子育て支援事業計画に関して

→子ども若者計画課(内439)

●青少年問題協議会

7月11日(木)午後2時30分〜4時30分 場市役所第4庁舎2階会議室(仮称)子ども・子育て支援事業計画に関して

→子ども若者計画課(内390)

●障害者施策推進協議会

7月16日(火)午後6時30分〜8時30分 場市役所第1庁舎3階第一・二委員会室(仮称)障害者計画に関して

希望者は7月9日(火)までに電話またはFAX 042・324・6831で障害福祉課へ

↓障害福祉課(内521)

●子どもの居場所づくり推進会議

7月19日(金)午後2時〜

場市役所第1庁舎3階第二委員会室(仮称)子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会

7月22日(月)午後6時30分〜

場市役所第1庁舎3階第一・二委員会室(仮称)子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会

→子ども若者計画課(内439)

市プレイステーション 移動に関する

子ども懇談会・市民懇談会

①子ども懇談会では、移動予定地で基地作りをして遊び、お弁当を食べます。②市民懇談会では、施設の機能に関して意見を交換をします。

7月6日(土)午前10時〜※雨天の場合は13日(土)に延期

7月13日(土)午前10時〜

場東戸倉2・28・4(移動予定地)または9時40分に市役所書庫棟前(集合)※雨天の場合は市役所第1庁舎3階第三委員会室(仮称)プレイステーションを利用する子ども②18歳以上の方物①お弁当・飲み物

凡例 日日時場所会場 対象内容講師 定員 費用 申込方法 物持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ FAX ファクス メール 託児あり 主催 共催 注意事項

7月11日(木)午後2時30分〜4時30分 場市役所第4庁舎2階会議室(仮称)子ども・子育て支援事業計画に関して

7月16日(火)午後6時30分〜8時30分 場市役所第1庁舎3階第一・二委員会室(仮称)障害者計画に関して

7月19日(金)午後2時〜

7月22日(月)午後6時30分〜

今月の市税

Table with columns: 税目, 納期限. Includes 固定資産・都市計画税(第2期) and 国民健康保険税(第1期).

お近くの金融機関などで納付をお願いします(ゆうちょ銀行(郵便局)では納期限後は納付できません)...

休日納税窓口

市税のほか、納期限内のもので納付書をお持ちいただいたものに限り、負担金・使用料なども納付できます。

Table with columns: 日時, 場所. Details for 7月28日(日) at 納税課(市役所第1庁舎).

→納税課(内553)

帽子 ↓社会教育課☎042・574・4044

10月のこっこひろば月間 イベントを開催する 個人・団体を募集

10月のこっこひろば月間に、プレママ・プレパパや子育て中の方が一緒に楽しめるイベントを開催してみませんか。

個人・団体の活用による事業の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループは、市HPで実施要領をご覧ください

「新庁舎計画に伴う現庁舎用地での想定利活用」に関するサウンディング型市場調査の実施

新庁舎の建設候補地を現庁舎用地と泉町都有地に絞りました。これまでの市民懇談会などで、仮に泉町都有地に建設する場合に跡地となる現庁舎用地の効果的な利活用が課題であるとの意見が寄せられました。

「新庁舎計画に伴う現庁舎用地での想定利活用」に関するサウンディング型市場調査の実施

ぶんバスの車両交換の時期に合わせて、バリアフリーの観点からノンステップバスへの切り替えを行っています。

ぶんバス西町ルートに ノンステップバスを導入

ぶんバスの車両交換の時期に合わせて、バリアフリーの観点からノンステップバスへの切り替えを行っています。

生計困難者等に対する 利用者負担額軽減の申請・更新

→高齢福祉課☎(042)321-1301

低所得で特に生計が困難な方を対象に、サービス利用料を軽減しています。軽減分は、国・都・市で負担する以外に、当事業を実施する社会福祉法人と介護保険サービス提供事業者が負担します。

社会福祉法人・介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減制度

Table with columns: 軽減の対象となる方, 軽減される費用・割合, 対象となるサービス, 申請必要書類.

※生活保護を受給している方は、(介護予防)短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設サービスの個室の居住費・滞在費に係る利用者負担額の全額が軽減対象

①生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書②収入及び預貯金等申告書③資産及び扶養の有無に関する申告書④平成30年分の年金源泉徴収票、年金振込通知書、確定申告の写し、そのほか収入を証する書類等いずれか1点⑤預貯金通帳の写し(通帳記入済みのもの)、あれば有価証券(株券・債券)の写し⑥医療被保険者証の写し※①〜③は高齢福祉課(いずみプラザ内)で配布